

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 妻有ショッピングセンター南館
所在地 十日町市宇上島丑712番地1 外
設置者 アークランドサカモト株式会社 他4者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
 - ・駐輪場1
 - (変更前) 届出書に添付された図面のとおり
 - (変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社ドン・キホーテ
 - (変更前) 午前9時00分から午後9時00分
 - (変更後) 24時間
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
 - (変更前) 午前8時00分から午後9時00分
 - (変更後) 午前6時00分から午後12時00分
- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
令和3年10月26日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
令和3年4月22日
- 4 変更の理由
駐輪場の位置及びテナント変更に伴う営業計画の変更のため
- 5 届出年月日
令和3年2月25日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和3年3月9日から令和3年7月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp